

調布市条例第 36 号

調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 63 条第 1 項の規定により、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第 2 条 法第 63 条第 1 項に規定する条例で定める建築物の用途は、法第 20 条第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物を除いたものとする。

(建築士が説明を要する建築の規模)

第 3 条 法第 63 条第 1 項に規定する条例で定める建築の規模は、建築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。